山中湖村生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、村内の一般家庭から排出される生ごみを処理する機器（以下「生ごみ処理機」という。）を購入した者に対して、その購入費の一部を補助し、生ごみの自家処理を促進することにより、本村の生ごみ処理の減量化と生ごみの土壌化による資源の再利用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「生ごみ処理機」とは、家庭用生ごみ処理機であって、当該機器内で一般家庭から排出される生ごみを電動又は手動によりかくはんし、発酵させ、又は分解させる機能を備えた機器をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）村内に住所を有する者

（２）村税の納税義務者であって、当該村税を完納している者

（３）村税の納税義務者でない者にあっては、村長が特に必要と認める者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、生ごみ処理機の購入費の２分の１以内で百円を単位とし、その限度額は、２万円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機の購入後３月以内に生ごみ処理機設置費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（１）村税納税証明書

（２）領収書の写し

（３）設置後の写真

（補助金の交付決定）

第６条　村長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、生ごみ処理機設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第７条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、村長に生ごみ処理機設置費補助金請求書（様式第３号）を提出するものとする。

２　村長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付する。

（補助金の返還）

第８条　村長は、生ごみ処理機の補助について、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。